記者発表資料

平成２２年６月１１日
東北地方整備局

平成２１年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果について

～７０社７２件に立入検査、２５社に勧告を実施～

東北地方整備局では、建設投資が減少し価格競争が激化する中、建設業者の法令違反行為への対応を強化し、建設生産物の品質を確保するとともに、公平・公正な元請下請契約の推進を図るため、平成１９年４月１日に「建設業法令遵守推進本部」【別紙１参照】（以下、「推進本部」という。）を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

この度、平成21年度の「推進本部」の活動結果がまとまりましたので、下記のとおりお知らせします。

１．推進本部に寄せられた通報件数及び法令違反疑義情報

・推進本部に寄せられた通報件数・・・・・　７５件（３５件）
（うち法令違反疑義情報の件数・・・・・　２１件（１１件））

【法令違反疑義情報の例】
- ◆元下請負契約関係　（契約書面の交付義務違反、下請代金の支払遅延）
- ◆施工現場法令違反関係　（現場技術者専任義務違反）
- ◆その他　（営業所専任技術者不設置）　等

※（　）内数は「駆け込みホットライン」【別紙２参照】に寄せられた件数

２．建設業者に対する立入検査等の実施件数

・立入検査、報告聴取の件数・・・・・・・　７０社　７２件

３．監督処分・勧告の実施概要

・「指　示」（建設業法第２８条第１項）・・・　１社（労働安全衛生法違反）

・「勧　告」（建設業法第４１条第１項）・・・ ２５社　４４件
【勧告内訳】
- ◆下請代金の支払に係る法定支払期限の遵守・・・１５件
- ◆下請契約に係る契約書面の適正交付・・・・・・１４件
- ◆契約締結書面を適切な時期に交付・・・・・・・１３件
- ◆その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２件

４．平成２２年度における活動方針

平成２２年３月１６日に国土交通本省において発表した「入札契約制度の更なる改善について」を踏まえ、県との連携を強化し、違法行為等に対する取締り、指導監督を実施します。

※当発表は東北版であり、国土交通本省において、全国全体での「推進本部」の活動結果について記者発表しております。
http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000080.html

＜発表記者会　：　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話 022（225）2171（代表）
建政部　計画・建設産業課
建設業適正契約推進官　阿部（あべ）　正隆（まさたか）　（内線 6119）
建設専門官　柏崎（かしわざき）　郁夫（いくお）　（内線 6142）

【別紙　1】

東北地方整備局
建設業法令遵守推進本部

～平成19年4月に設置～

（設置目的及び活動内容）

「建設業法令遵守推進本部」

建設業者の法令違反への対応強化により建設生産物の品質確保、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備

建設業者の法令違反の情報収集、関係機関との連絡調整、立ち入り検査の実施

（組織）

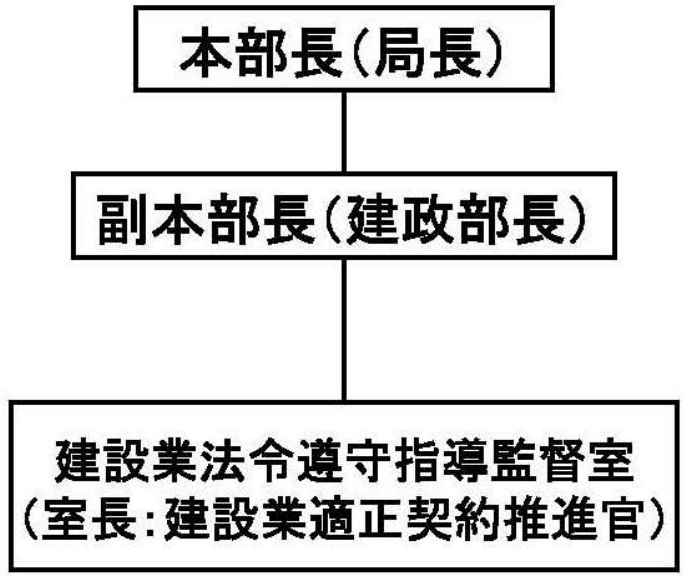

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

通 報 先

全国共通 TEL. ナビダイヤル 0570-018-240（イハン）（ツウホウ）

受付時間／10:00～12:00　13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. ナビダイヤル 0570-018-241

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

E-mail：kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事柄について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

◆通報される方の氏名、住所
※通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。
◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄
（ア）だれが、（イ）いつ、（ウ）どこで、（エ）いかなる方法で、（オ）何をしたか　等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出（郵送、FAX）してください。

1.通報される方の情報

氏　　名			
住　　所			
電 話 番 号		E-mail	

2.違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	

3.違反の疑いがある行為（具体的事実）

（ア）だれが	
（イ）いつ	
（ウ）どこで	
（エ）いかなる方法で	
（オ）何をしたか	
その他	

【別紙　２】

駆け込みホットライン

－ 建設業法違反通報窓口 －

◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違法の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国共通 TEL. ナビダイヤル 0570-018-240（イハン）（ツウホウ）

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間／10:00～12:00　13:30～17:00
（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報（通報）を受け付けます。

元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

●見積条件の提示
- 不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
- 法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

●当初契約
- 下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- 工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

●追加・変更契約
- 追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった

●工期変更に伴う変更契約
- 工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった

●不当に低い請負代金／指値発注
- 元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
- 工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

●不当な使用資材等の購入強制
- 下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

●やり直し工事
- 元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

●赤伝処理
- 下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- 下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舎使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた

●工期
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- 元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

●支払保留
- 工事目的物の検査、引渡しが終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

●長期手形
- 120 日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った

工事の施工現場に関する法令違反

- 一括下請負が行われている
- 工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- 監理技術者等の名義貸しが行われている
- 施工体制台帳・施工体系図が作成されていない
- 無許可業者と 500 万円以上の下請契約を締結している
- 元請の一般建設業者が、下請業者と総額 3,000 万円（建築一式 4,500 万円）以上の請負契約を締結している　等

虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- 建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- 変更届の際、虚偽の内容を提出している
- 経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- 虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している　等